○黒部市委託業務最低制限価格制度実施要領

令和８年６月25日

黒部市告示第71号

（趣旨）

第１条　この要領は、黒部市が発注する建設工事に係る委託業務の入札における最低制限価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第２項（同令第167条の13において準用する場合を含む。））を適用する入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる業務）

第２条　予定価格が200万円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務のうち、予定価格設定権者が必要と認める業務（以下「適用業務」という。）の入札を対象とする。

（最低制限価格の算出方法）

第３条　最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の8.1（測量業務にあっては、10分の8.2、地質調査業務にあっては、10分の8.5）を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の６（地質調査業務にあっては、３分の２）を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を最低制限価格とする。

(1) 測量業務

ア　直接測量費の額

イ　測量調査費の額

ウ　諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

ア　直接人件費の額

イ　直接経費の額

ウ　その他原価の額に10分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額

(3) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の９を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の８を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額

(4) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の９を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額

(5) 建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 技術料等経費の額に10分の６を乗じて得た額

ウ 特別経費の額

エ 諸経費の額に10分の６を乗じて得た額

２　特別なものについては、前項の算定方法にかかわらず予定価格に10分の8.1（測量業務にあっては、10分の8.2、地質調査業務にあっては、10分の8.5）を乗じて得た額から予定価格に10分の６（地質調査業務にあっては、３分の２）を乗じて得た額までの範囲内で決裁権者が適宜定める。

（入札者への周知）

第４条　適用業務の指名通知書又は入札公告に、最低制限価格を設けたことを明記する。

（落札者の決定）

第５条　予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合においては、当該同価格の入札についてくじを行い、落札者を決定する。

（最低制限価格の公表）

第６条　最低制限価格は、落札者の決定後、入札調書により公表するものとする。

（補則）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和５年10月25日から施行する。

附　則

この告示は、令和８年７月15日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。